

新たに『建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録』を受けられる方へ

『建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録制度』の概要は次のとおりです。

1 登録を受けられる業種

登録を受けられる業種及びその業務の内容は、次の表のとおりです。

業 種	業 務 の 内 容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管用清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

2 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行うものです。

営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいいます。

したがって、この要件に合致するものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではありません。また、この考え方から、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできません。

3 登録の有効期間

登録の有効期間は6年です。したがって、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録を受けなければなりません。

4 登録証明書

登録を行った場合には、登録証明書を交付します。

5 登録の表示

登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができます。

一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできません。

また、登録は営業所ごとに行われるものであるので、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできません。したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできません。

(注) なお、登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできませんが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではありません。

6 登録基準

(1) 登録基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について、登録に係る事業を行うのに必要かつ十分なものであり、かつ、事業者の実態、技術的水準等からみて、過大な負担とならないよう配慮して定められたものです。

(2) 登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及びその他の事項に関する基準に大別されます。

人的要件は、監督者等について定められているほか、作業に従事する者についても、登録を受け

ようとする者等が行う研修を修了していることが必要です。

なお、監督者等の設置に当たっては、同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められません。

また、監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することは認められません。

業 種	監 督 者 等	作業に従事する者
建築物清掃業	清掃作業監督者	清掃作業従事者
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者	
建築物空気調和用ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者	ダクト清掃作業従事者
建築物飲料水水質検査業	水質検査実施者	
建築物飲料水貯水槽清掃業	貯水槽清掃作業監督者	貯水槽清掃作業従事者
建築物排水管清掃業	排水管清掃作業監督者	排水管清掃作業従事者
建築物ねずみ昆虫等防除業	防除作業監督者	防除作業従事者
建築物環境衛生総合管理業	統括管理者 清掃作業監督者 空調給排水管理監督者 空気環境測定実施者	清掃作業従事者及び 空調給排水管理従事者

7 変更等の届出

(1) 登録業者は、次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければなりません。(1部提出すること。)(様式第7)

ア 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名

イ 営業所の名称及び所在地

ウ 責任者の氏名

エ 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備

オ 監督者等

カ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

(2) 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法に変更があった場合には、変更後も登録基準に適合することを証明するため、次の書類を添付しなければなりません。

ア 主要な機械器具の変更の場合

変更後の機械器具の概要を記載した書面(様式第2)

イ 保管庫の変更の場合

変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具等の保管状態を明らかにする図面(様式第6)

ウ 水質検査室の変更の場合

変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面(様式第6)

エ 監督者等の変更の場合

変更後の監督者等の氏名を記載した書面(様式第3)及びその者が有資格者であることを証する書類

オ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合

変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(様式第5-1、5-2)

(3) 登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から30日以内にその旨を知事に届け出なければなりません。(様式第8)

※ 届出先

営業所の所在地	届出先
名古屋市	県生活衛生課
豊橋市	豊橋市保健所
岡崎市	岡崎市保健所
一宮市	一宮市保健所
豊田市	豊田市保健所
上記以外	営業所の所在地を所管する県保健所